人権特集

発達障害ってなんだろう？

発達障害は…

誰かに原因があり発生する障害ではありません

人より劣っているのではなく、人と違っているだけです

発達の凸凹（でこぼこ）があるということ。

原因は何だろう？

「病気」ではなく、生まれつき脳機能の障害があります。

親のしつけが原因なのではありません。

個人差の大きい発達障害

「発達障害」といっても、つぎのような種類があり、同じ人でもいくつかのタイプの発達障害がある場合もあります。

同じ障害がある人同士でも、まったく似ていないように見えることがあります。

早期発見！早期療育！

特性理解のために早期発見！

診断をして、その人（子ども）に合った支援・対応が始まります。

早期療育！

関わり方の手立て（ヒント）を見つけることで、優れたところや苦手なところを伸ばすことが可能になります。

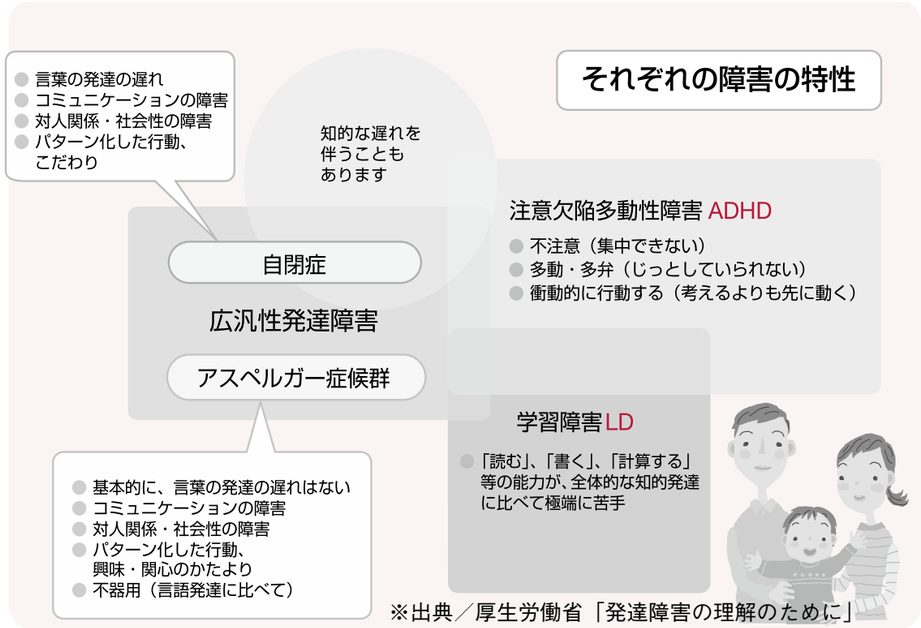

※出典／厚生労働省「発達障害の理解のために」

発達障害者支援法（平成17年４月施行）では、「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義しています。

なお、現在では、国際的診断基準の診断カテゴリーである自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害について、本質的には同じ１つの障害単位ととらえ、「自閉症スペクトラム障害」という診断名で表すことが多くなっています。

「あなたの得意なことは何ですか？ 苦手なことは何ですか？」

たとえば、こんな場合が考えられます。

（ひとつの例としてお読みください）

自閉症

Aさんの場合

急に予定が変わったり、初めての場所に行ったりすると不安になり動けなくなることがよくあります。そんなとき、周りの人が促すと余計に不安が高まって突然大きな声を出してしまうことがあります。周りから、「どうしてそんなに不安になるのかわからないので、何をしてあげたらよいかわからない」と言われてしまいます。

でも、よく知っている場所や慣れた作業では一生懸命、活動に取り組むことができます。

注意欠陥多動性障害 ADHD

Bさんの場合

大事な仕事の予定を忘れたり、大切な書類を置き忘れたりすることがよくあります。周りの人にはあきれられ、「何回言っても忘れてしまう人」と言われてしまいます。

でも、気配り名人で、困っている人がいれば誰よりも早く気づいて手助けすることができます。

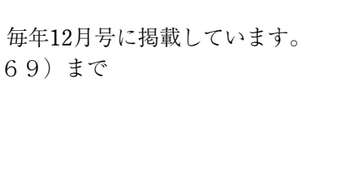

発達障害は、優れた能力が発揮されている場合も多くあります。その人（子ども）がどんなことができて、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人（子ども）」に目を向けることが大切です。

優れた能力は伸ばし、苦手なところはその人（子ども）にあった支援方法を一緒に考えていきましょう。

※発達障害に関する
相談・お問い合わせは、
福祉事務所障害福祉係
（☎８８０－６５６６）
保健福祉センター
（☎８６３－７３７３）

＜参考・出典元＞
◆厚生労働省
「発達障害の理解のために」

※人権特集は、人権週間（12月４日～10日）にちなんで、毎年12月号に掲載しています。
お問い合わせは、人権啓発広報委員会（☎８８０－６５６９）まで